

訪問看護重要事項説明書 予防訪問看護重要事項説明書

(2025 年 12 月 1 日現在)

1 ルアナ訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の概要

事業者の名称	株式会社 Rigel
所在地	愛知県あま市坂牧郷 9 番地
代表者名	瀧本 力博
電話番号	052-414-4571

(2) 事業所の概要

事業所の名称	ルアナ訪問看護ステーション
所在地	愛知県あま市坂牧北浦 88 リバーハイツ 88 202 号室
指定番号	2367690092
管理者	安井 正恵
電話番号	052-526-3270
サービスを提供する地域	あま市

*上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員体制

	資格	人数
管理者	看護師	常勤 1 名 (兼)
従事者	看護師	常勤 0 名 非常勤 2 名
	准看護師	常勤 0 名 非常勤 3 名

2 事業の運営方針

- (1) 老人などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持出来るよう支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携をはかります。
- (3) 質の良いサービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を持続的に行い、資質の向上を図ります。

3 (1) 営業日・時間

営業日	月曜～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 45 分
休日	土曜・日曜・年末年始 (12 月 30 日～1 月 3 日)

(2) サービス提供時間

●営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時など時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合は利用料が異なります。(利用料金については、次ページを参照して下さい。)

時間帯については、下記を参照して下さい。

- ・ 早朝時間帯・・・午前 6 時～午前 8 時
- ・ 夜間帯・・・午後 6 時～午後 10 時
- ・ 深夜時間帯・・・午後 10 時～午前 6 時

4 サービス提供内容

① 看護介助行為（利用者に対して）

- ・ バイタルサインチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など）
- ・ 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・ 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導）

② 医療的処置行為

- ・ 在宅酸素療法管理ケア
- ・ 在宅人工呼吸器管理ケア
- ・ 創傷及び褥瘡処置
- ・ 人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・ 経鼻・胃瘻チューブ管理ケア
- ・ 喀痰の吸引・管理
- ・ 点滴
- ・ 排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③ リハビリ援助行為

- ・ 呼吸リハビリ
- ・ 拘縮予防・歩行訓練
- ・ 言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
- ・ 認知予防指導（趣味の活用・遊ブリハビリテーションなど）

【訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問について】

訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問である。

④ 介護者に対して

- ・ 介護の方法指導・介護福祉などの社会資源の紹介
- ・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介護の工夫・方法など）
- ・ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・ 介護者の健康相談・助言

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として単位数に地域区分を乗じた金額の 1 割～3 割です（介護保険負担割合証の利用者負担の割合に準ずる）ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

ルアナ訪問看護ステーション料金表

2024 年 6 月 1 日現在

<介護保険適応>

	算定項目	単位数			自己負担額
		訪問看護	介護予防 訪問看護	同一建物の 利用者 20 人以上 50 人未満にサ ービスを行 う場合(訪 問看護)	
基本利用料 (保健師) (看護師) ※准看護師 (90/100)	2 0 分 未 満	314	303	282	一割負担 または 三割負担
	3 0 分 未 満	471	451	424	
	30分以上1時間未満	823	794	740	
	1 時 間 以 上 1 時 間 3 0 分 未 満	1,128	1,090	1,015	
基本利用料 (理学療法士) (作業療法士) (言語聴覚士)	2 0 分 未 満	294	284	264	
加算	緊急時訪問看護加算	(Ⅰ)600/月 (Ⅱ)574/月			
	特別管理加算 (Ⅰ)	500/月			
	特別管理加算 (Ⅱ)	250/月			
	ターミナルケア加算	2,500/当該月			
	初 回 加 算	(Ⅰ)350/月 (Ⅱ)300/月			
	退院時共同指導加算	600/月			
	看護・介護職員連携加算	250/月			
	複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満 254 単位/1 回			
		30分以上 402 単位/1 回			
	複数名訪問看護加算Ⅱ	30分未満 201 単位/1 回			
30分以上 317 単位/1 回					
その他	交通費 (但し、通常のサービ ス提供地域内は無料)	公共交通機関			実費
		タクシー			実費相当

※自己負担額は介護保険負担割合の利用者負担の割合に準ずる

<医療保険適応>

	算定項目	算定費用	自己負担額
基本 利用 料金	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで：5,550円	各種保険の個人負担割合（1割～3割）
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週4日目以降：6,550円	
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週3日まで：5,550円	
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 同一日に2人	週4日目以降：6,550円	
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週3日まで：2,780円	
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 同一日に3人以上	週4日目以降：3,280円	
	訪問看護管理療養費	1日目：7,440円	
訪問看護管理療養費 1 3,000円			
訪問看護管理療養費 2 2,500円			
加算	難病複数回訪問加算 ※同一建物2人まで	2回／日：4,500円	
		3回／日：8,000円	
	難病複数回訪問加算 ※同一建物3人以上	2回／日：4,000円	
		3回／日：7,200円	
	24時間対応体制加算	〒6,800円（1回／1月） □6,520円（1回／1月）	
	精神科訪問看護24時間連絡加算	2,500円（1回／月）	
	緊急訪問加算	月14日目まで 2,650円 月15日目以降 2,000円	
	特別管理加算Ⅰ	5,000円（1回／1月）	
	特別管理加算Ⅱ	2,500円（1回／1月）	
	長時間訪問看護加算	5,200円（1回／週）	
	複数名訪問看護加算 （上段）※同一建物2人まで （下段）※同一建物3人以上	看護師等 4,500円（1回／週） 4,000円（1回／週）	
		准看護師 3,800円（1回／週） 3,400円（1回／週）	
		看護補助者 3,000円（3回／週） 2,700円（3回／週）	
	複数名訪問看護加算 別表7・8	看護補助者（1日2回） 6,000円	

	特別訪問看護指示書 (上段) ※同一建物 2 人まで (下段) ※同一建物 3 人以上	5,400 円 看護補助者 (1 日 3 回) 10,000 円 9,000 円	
	ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000 円	
	ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000 円	
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円 (1 回)	
	深夜訪問看護加算	4,200 円 (1 回)	
	退院時共同指導	8,000 円	
	特別管理指導加算	2,000 円	
その他	訪問時間が90分を越えた場合 (加算を算定できない場合)	3,000 円 (30 分ごと)	
	休日加算 (12/30・31 1/1・2・3)	3,000 円	
	交通費 (但し、通常のサービス 提供地域内は無料)	自動車：200 円 公共交通機関：実費 タクシー：実費相当	
	死後の処置	10,000 円	
	キャンセル料	3,000 円	

- * 介護保険利用の場合、1 単位が 10.42 円となります。
- * 介護保険利用の場合は、基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 8 時）は、50%増しとなります。
- * 上表の料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * 医療保険利用の際、准看護師による訪問看護が行われた場合、基本利用料に対して 10%減となります。
- * 介護保険利用の場合、下記の要件いずれかに該当する場合、基本利用料に対して 10%減となります。
 - I 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
 - II 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者
(当該建物に居住する当事業所の利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合)

(2) 料金のお支払い方法

翌月 10 日前後に前月分の請求書を発行致しますので、口座振替もしくは現金にてお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

(3) 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払して頂きます。当事業所からの領収書を、後日市町村の窓口に出すれば払い戻しを受けられます。

6 交通費

通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を請求させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を請求させていただきます。

- ① 実施地域を越えた地点から、1kmあたり 100 円ずつ加算

7 キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。(連絡先：052-526-3270)
当日キャンセルの場合は、3,000 円お支払いいただきます。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

まずはお電話でお申し込み下さい。当ステーションの職員がお伺いたします。

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスを終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文章で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保健施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された時

*この場合は、条件を変更して再度契約をする事が出来ます。

- 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当ステーションが破産した場合、利用者は文書での解約を通知する事によって即座にサービ

スを終了する事が出来ます。

- 利用者が、サービス使用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

9 事故発生時・緊急時の対応方法

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に報告を行うものとする。

ステーションは事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止に努める。

10 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族に生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずる事が出来ます。

11 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口

ルアナ訪問看護ステーション

担当：安井 正恵 電話：052-526-3270

外部苦情処理相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情相談窓口	(052)971-4165
愛知県社会福祉協議会	運営適正化委員会	(052)202-0167
各市町村		
あま市役所	高齢福祉課	(052)444-3141

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有することとする。

令和 年 月 日

利用者甲

住所

氏名 印

署名代行者

住所

氏名 印 続柄 ()

代行の理由

事業者乙

住所：愛知県あま市坂牧郷9番地

事業者（法人）名称：株式会社 Rigel

代表者： 瀧本 力博 印

事業所番号： 2367690092

事業所名：ルアナ訪問看護ステーション